

VI 運営権対価、更新投資 公共施設等運営事業の 会計処理・開示のポイント

有限責任 あずさ監査法人
公認会計士 村瀬 正貴

はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成28年12月22日に実務対応報告公開草案48号「公共施設等運営事業における運営権者の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」（以下、「本公開草案」という）を公表した。本稿では本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

公表の経緯

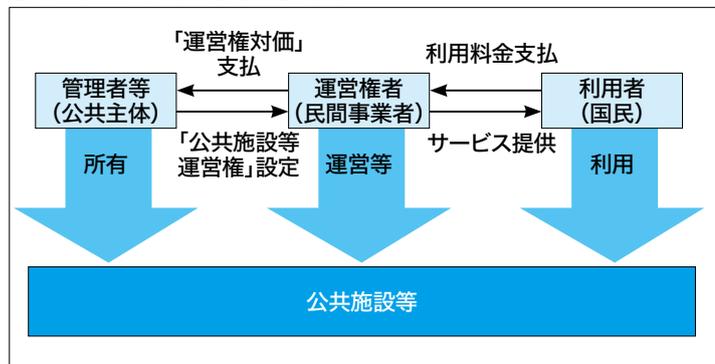
平成23年6月に民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI法」という）が改正され、公共施設等運営権制度が導入された。平成26年6月24

日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014―未来への挑戦―において、公共施設等運営権制度を活用する場合には、会計上の処理方法を整理を行うこととされた。これを受けて、ASBJにおいて、公共施設等運営事業における運営権者の会計処理および開示に関する検討が行われてきた。

公共施設等運営権制度

公共施設等運営権制度とは、公共施設等運営権（PFI法2条7項）を民間事業者に設定する制度である（本公開草案1項（図表1参照）。公共施設等運営権とは、利用料金を徴収する公共施設等（図表2参照）について、施設所有権を管理者等が有し

（図表1） 公共施設等運営権制度のイメージ



たまま、当該公共施設等の運営権を民間事業者に設定する制度である。公共施設等運営事業において、運営権者は公共施設等の管理者等が所有

（図表2） 公共施設等（PFI法2条1項）

- ・道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設
- ・庁舎、宿舍等の公用施設
- ・賃貸住宅および教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設
- ・情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設および研究施設
- ・船舶、航空機等の輸送施設および人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む）
- ・上に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

適用

本公開草案は、公共施設等運営事業において、運営権者が公共施設等運営権を取得する取引に関する会計処理および開示、更新投資を実施する取引に関する会計処理および開示に適用するとしている（本公開草案2項）。

権を有する公共施設等の運営等を行い、利用料金を自らの収入として収益することになる。ここで、運営等とは、公共施設等の運営および維持管理ならびにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む（PFI法2条6項）。PFI法では、公共施設等運営権が物権とみなされており、公共施設等運営権への抵当権の設定等が可能である（本公開草案24項③）。